発生日の直前に、別表24の「追加殖産承継債権額」欄記載の金額(未処分他物件の実質売却代金額から確定更生担保権額を控除した差額（以下本節において「未処分他物件差額」という。)がある場合にあっては、当該未処分他物件差額に住友信託銀行に係る別表24の「追加殖産承継債権額シェア」欄記載の比率を乗じた額を控除した金額。第４の３⑵①において同じ。)に相当する部分は殖産承継債権に、当初保全額から殖産承継債権となった金額を控除した金額に相当する部分は殖産劣後債権に変更されるものとする。

②　住友信託銀行以外の者が有する固有更生債権の権利の変更

住友信託銀行以外の者が有する固有更生債権のうち、当該者に係る別表24の「追加殖産承継債権額」欄記載の金額（未処分他物件差額がある場合にあっては、当該未処分他物件差額に当該者に係る別表24の「追加殖産承継債権額シェア」欄記載の比率を乗じた額を控除した金額。第４の３⑵②において同じ。)に相当する部分は、本第二会社分割の効力発生日に、別表21の記載にかかわらず、殖産劣後債権ではなく、殖産承継債権に変更されるものとする。

⑶　太陽殖産による免責的債務引受け

２⑵①の定めにより殖産承継債権及び殖産劣後債権に変更される債権に係る債務については、太陽殖産は、本第二会社分割により移転を受ける資産とともに、林原から免責的に引き受ける。

⑷　林原が太陽殖産に対して有する免除後の一般更生債権の取扱い

別表19の整理番号２の林原が太陽殖産に対して有する一般更生債権のうち、別表19の「免除後確定更生債権額」欄記載の金額に相当する部分については、本第一会社分割により林原から太陽殖産に対して承継されることにより混同消滅する。

第４　本第一会社分割の効力発生日の前日までに存否が確定しない場合

本第一会社分割の効力発生日の前日までに未確定更生担保権の存否が確定しない場合には、以下のとおりとする。

１　未確定更生担保権相当更生債権の債務引受け等

太陽殖産は、未確定更生担保権相当更生債権に係る債務について、本第一会社分割により移転を受ける資産（林原の太陽殖産に対する権利変更後の更生債権のうち、当初保全額に相当する部分）とともに、林原から免責的に引き受ける。

なお、別表19の整理番号２の林原が太陽殖産に対して有する一般更生債権のうち、別表19の「免除後確定更生債権額」欄記載の金額に相当する部分については、本第一会社分割により林原から太陽殖産に対して承継されることにより混同消滅する。

２　未確定更生担保権の存在が確定した場合

⑴　担保変換後の預金債権との相殺及び未入金不動産の売却等

第３の１⑴から⑶まで及び⑸の定めは、本第一会社分割の効力発生日以後に未確定更生担保権の存在が確定した場合における担保変換後の預金債権との相殺、未入金不動産の売却及び弁済、求償権の放棄並びに実質売却代金額が当初保全額に不足する場合について準用する。

⑵　未確定更生担保権相当更生債権の免除

本第一会社分割の効力発生日以後に未確定更生担保権の存在が確定した場合には、太陽殖産は、未確定更生担保権相当更生債権について、存否確定日に、住友信託銀行から免除を受ける。

３　未確定更生担保権の不存在が確定した場合

⑴　担保権の消滅

第３の２⑴の定めは、本第一会社分割の効力発生日以後に未確定更生担保権の不存在が確定した場合における担保権の消滅について準用する。

⑵　権利の変更

①　住友信託銀行の未確定更生担保権相当更生債権の権利の変更

住友信託銀行の未確定更生担保権相当更生債権は、存否確定日に、別表24の「追加殖産承継債権額」欄記載の金額に相当する部分は殖産承継債権に、残額に相当する部分は殖産劣後債権に変更されるものとする。

②　住友信託銀行以外の者が有する殖産劣後債権の権利の変更

住友信託銀行以外の者が有する殖産劣後債権のうち、当該者に係る別表24の「追加殖産承継債権額」欄記載の金額に相当する部分は、存否確定日に、殖産承継債権に変更されるものとする。

第５　追加殖産承継債権に対する弁済

第３の２⑵又は第４の３⑵の定めにより殖産承継債権に変更される債権（以下本節において「追加殖産承継債権」という。)に対する弁済は、以下のとおりとする。

１　預金債権に係る弁済

太陽殖産は、追加殖産承継債権を有する各債権者に対し、第２の１及び３の預金債権の合計額を追加殖産承継債権の総額に対する各債権者の有する追加殖産承継債権の占める割合に応じて按分した金額を、存否確定日から１ヶ月以内に、弁済する。

２　未入金不動産に係る弁済

未入金不動産が売却された場合には、太陽殖産は、追加殖産承継債権を有する各債権者に対し、当該未入金不動産の実質売却代金額を追加殖産承継債権の総額に対する各債権者の有する追加殖産承継債権の占める割合に応じて按分した金額（ただし、各債権者の有する追加殖産承継債権の残額を上限とする。)を、当該未入金不動産の実質売却代金額の全額の入金後から１ヶ月以内に、弁済する。

第６　その他

未入金不動産のうち、更生計画認可決定日までに売買契約が締結されていない未入金不動産の売却方法については、第１節第２の５⑵アの定めに準ずる。

第５節　弁済に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

１　弁済の場所

本更生計画による弁済は、弁済時における当該弁済に係る債務者である更生会社の本店所在地において行う。

ただし、債権者が金融機関の口座への振込を求めた場合には、その指定に従い、振込費用は弁済を行う更生会社又は合併後林原の負担とする。

更生会社又は合併後林原が源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。

２　金融機関休業日の取扱い

弁済日が、金融機関の休業日である場合には、翌金融機関営業日に弁済する。

第２　取下げ又は放棄がなされた債権の取扱い

１　本更生計画案提出日以降、更生計画認可決定日までに更生債権等の届出の取下げがなされた場合

更生債権等の権利の変更及び弁済については、取下げがなされた更生債権等の残額を基準として行う。

２　更生計画認可決定日後に更生債権等の放棄がなされた場合

⑴　放棄の対象が更生担保権、合併後林原による弁済を受ける更生債権又は敷金返還請求権に係る一般更生債権であるとき

当該放棄後の残額について弁済する。

⑵　放棄の対象が殖産承継債権又は殖産劣後債権であるとき

当該放棄後の残額を基準として弁済する。